

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

III 社会保障

6 健康保険制度改正法の施行

健康保険法の改正とその具体化作業

八四年二月二五日、国会に提出されて以来、第一〇一国会の最重要法の一つとして審議が重ねられた健康保険法の改正法案は同年八月六日、参議院において修正のうえ可決し、翌七日、衆議院において回付案を同意可決により成立した。改正の骨子は、(1)本人への定率一割負担の導入、(2)少額医療費への定額性の導入、(3)高額療養費制度の改正、(4)特定療養費制度の創設、(5)退職者医療制度の創設、(6)医療費の適正化などである(本年鑑一九八五年版五三二～五三五ページ参照)。

特定療養費制度のうち、一般の保険医療機関で特別なサービスや特別な治療材料による医療を受けたときについては、八四年一〇月一日から実施されている。他方、高度先進医療にかかわる特定療養費については、特定承認保険医療機関制度の承認要件などについて、中央社会保険医療協議会において審議がおこなわれ、八四年一一月一九日答申がまとめられた。これをうけて、八五年二月二一日、関係の厚生省令などが公布された。

なお、保険医療と高度医療技術との調整をおこなう機能を果たす高度先進医療技術にかんする事項を審議するため、八五年五月一六日、中央社会保険医療協議会は専門家会議を開催した(座長・阿部正和慈恵医科大教授)。健康保険法の改正の審議に際して実施・検討が約束されていた分娩費の最低保障額の引き上げ(一五万円→二〇万円)などを内容とする健康保険法の施行令が、八五年三月一五日公布された。

医療費の改定

八五年三月より、診療報酬および薬価基準が改定された。今回の診療報酬改定は、プライマリケアの推進、入院医療の安定的供給の確保と病院機能の評価、病院・診療所間の連携の強化などの諸項目について、技術料重視の観点から診療報酬体系の合理化の方向にそっておこなわれた。改定の幅は、医科三・五%、歯科二・五%および薬局〇・二%となっており、平均三・三%の引き上げとなっている。薬価基準については、薬剤費ベースで六・〇%(医療費ベースで一・九%)引き下げられた。

医療費の適正化

八四年一一月一〇日、厚生省がまとめた保険医療機関の不正請求などにかんする八三年度の結果によれば、監査を受けた保険医療機関は二九四機関、保険医三〇九人であり、そのうち、指定・登録の取り消しを受けたものは五一機関、四三人となっている。不正請求によるものとして返還された額は、計二五億四九〇万円にのぼっている。薬漬けなどの過剰診療や保険診療報酬の不当請求

にたいして、専門家の立場から助言やチェックをおこなうため、八四年一月一日から、厚生省に「顧問医師団」が設置された。

他方で、北九州老人病院における基準看護の申請にかんする不正問題や京セラによる薬事法の承認をうけない人工骨の販売問題など、医療費をめぐる不祥事件が報道され、厚生省では、八五年六月一九日、臨時に全国の担当者会議を開催し、入院医療費適正化方策や老人医療費の適正化について指示した。

老人保健制度の再検討

老人医療費への一部負担金制度の導入、予防的な観点からの保険事業の実施などを内容とする老人保健法が八三年二月に施行され、二年あまり経過したが、老人保健審議会は八五年三月一八日、制度の見直しについての審議を開始した。

審議の検討項目としては、つぎの事項があげられている。

- (1) 高齢化社会において老人保健制度の果たすべき役割
- (2) 長期的な老人医療費の安定化のための方策
- (3) 老人の心身の特性に見合った保健医療サービスのあり方
- (4) 保健事業の効果的推進のための方策
- (5) 老人医療費の費用負担の公平化のための方策
- (6) そのほか、医療保険制度との関連

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
